

事務連絡
令和6年12月27日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
内閣府沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局旅客課長

自家用有償旅客運送に係る協議における「首長判断プロセス」の導入について

「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」（平成18年9月15日付国自旅第161号）について、本年4月26日に改正し、2ヶ月の期間内に、自家用有償旅客運送等の運送サービスについて実施するとの結論に至らなかった場合には、当該地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事が自らの責任において、自家用有償旅客運送の導入の可否について最終的な判断を行える旨規定したところである。

自家用有償旅客運送の導入に向けた、この「首長判断プロセス」については、一部の市町村において、地域公共交通会議の設置要綱を改正する等して、導入されてきているところであるが、未だ導入に係る措置を講じていない市町村・都道府県が大多数存在する状況である。

このため、各地方運輸局等においては、市町村や都道府県において、合理的な理由なく「首長判断プロセス」の導入に係る措置を講じていない場合には、当該措置の導入を促す等、適切に指導されたい。

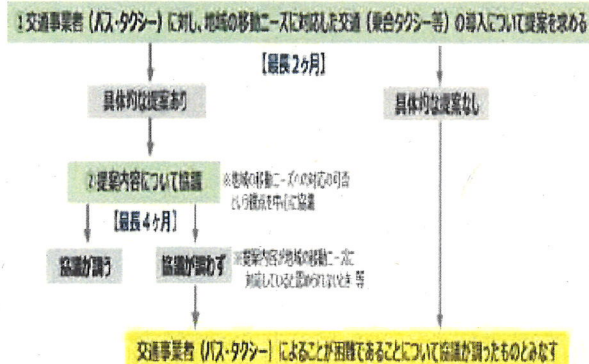
以上

「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」（令和6年4月26日改正）通達においては、最長2ヶ月程度の協議期間を経てもなお協議が整わなかった場合には、首長の責任において最終的な判断を行うことが可能となる旨規定していますが、この前提として、

- ・各地域公共交通会議の設置要綱において、こうしたプロセスを明記していること
のほか、
- ・協議内容を尊重すること
- ・協議においては、交通事業者による運送サービスの提供の可否についても検証すること
といった、丁寧な運用を図っていくことが必要となります。

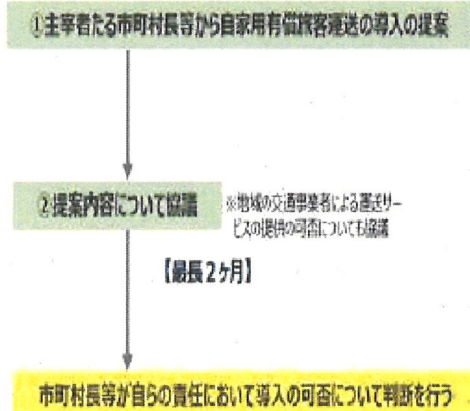
○ 交通の確保の方法が決まっていない場合

- ・交通事業者に対し、地域の移動ニーズに対応した交通サービス(乗合タクシー等)の導入について提案を求める
- ・バス・タクシー事業者からの具体的な提案に対して、最長4ヶ月協議を行い、協議が調わない場合や、最長2ヶ月間で具体的な提案がなされなかった場合には、バス・タクシー事業者によることが困難であることについて、協議が調ったものとみなすこと



○ 市町村長等から、自家用有償旅客運送(公共ライドシェア)の導入が提案された場合

- ・地域の交通事業者による運送サービスの提供の可否についても協議
- ・最長2ヶ月程度の協議で結論に至らなかった場合には、市町村長等が自らの責任において導入の判断を行う



- ・「地域公共交通会議の設置並びに運営に関するガイドライン」において、関係者間で協議する方法の一つとして、「検討プロセス」が示されています。
- ・この検討プロセスでは、次の考え方が示されています。会議の設置要綱に盛り込み、関係者が円滑に協議を行うために活用することができます。

精神障がい者の介護人の方への割引制度の導入について

1 経緯

2025年4月1日（予定）から、町田市内を運行している一部の路線バス（神奈川中央交通）において、精神障がい者割引制度の適用範囲が拡大されることに伴い、町田市が事業主体として運行している一部バス路線にも同様の割引制度を導入します。

2 概要

(1) 導入内容

精神障がい者割引について、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方に加え、その介護人（神奈川中央交通株式会社において介護人を必要と認める場合）を適用範囲とします。

(2) 適用路線

小山田桜台・多摩南部地域病院間小型バス

(3) 適用運賃

普通旅客運賃の5割引に相当する額を適用します。

(4) 適用予定日

2025年4月1日

※協議状況によっては変更となる可能性があります。

3 住民、利用者、利害関係者からの運賃に関する意見聴取結果

組織	意見聴取日	意見
住民及び利用者 (町田市ホームページにて概要周知および意見聴取)	2025年2月21日 ～2月25日	意見なし
一般社団法人東京バス協会 (バス事業者代表)	2025年2月25日	意見なし
タクシー事業者関係団体の代表 (タクシー事業者代表)	2025年2月25日	意見なし

4 運賃協議会結果

- 1 議決結果 承認
- 2 議決日 2025年2月27日(木)

区 分	所 属
当該路線等を管轄する地方運輸局	国土交通省 関東運輸局 東京運輸支局 首席運輸企画専門官(輸送担当)
当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者	神奈川中央交通株式会社 運輸計画部 生活交通担当課長
区市町村の長が関係住民の意見を代表する者として指名する者	町田市町内会・自治会連合会 会長
当該路線等をその区域に含む区市町村	町田市都市づくり部長

【参考】 構成員4名のうち返信(出席)数4名 ※承認4名、不承認0名

5 今後のスケジュール(予定)

2025年4月1日	適用開始
-----------	------

精神障がい者の介護人の方への割引制度の導入について

1 経緯

2025年4月1日（予定）から、町田市内を運行している一部の路線バス（神奈川中央交通）において、精神障がい者割引制度の適用範囲が拡大されることに伴い、町田市が事業主体として運行している一部バス路線にも同様の割引制度を導入します。

2 概要

(1) 導入内容

精神障がい者割引について、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方に加え、その介護人（神奈中タクシー株式会社において介護人を必要と認める場合）を適用範囲とします。

(2) 適用路線

金森地区コミュニティバス「かわせみ号」

(3) 適用運賃

普通旅客運賃の5割引に相当する額を適用します。

(4) 適用予定日

2025年4月1日

※協議状況によっては変更となる可能性があります。

3 住民、利用者、利害関係者からの運賃に関する意見聴取結果

表 1 意見聴取結果

組織	意見聴取日	意見
住民及び利用者 (町田市ホームページにて概要周知および意見聴取)	2025年2月21日 ～2月25日	意見なし
一般社団法人東京バス協会 (バス事業者代表)	2025年2月25日	意見なし
タクシー事業者関係団体の代表 (タクシー事業者代表)	2025年2月25日	意見なし

4 運賃協議会結果

- 1 議決結果 承認
- 2 議決日 2025年2月26日(木)

区 分	所 属
当該路線等を管轄する地方運輸局	国土交通省 関東運輸局 東京運輸支局 首席運輸企画専門官(輸送担当)
当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者	神奈中タクシー株式会社 運輸部 運輸課長
区市町村の長が関係住民の意見を代表する者として指名する者	町田市町内会・自治会連合会 会長
当該路線等とその区域を含む区市町村	町田市都市づくり部長

【参考】構成員4名のうち返信(出席)数4名 ※承認4名、不承認0名

4 今後のスケジュール(予定)

2025年4月1日	適用開始
-----------	------